

大総務第 103 号
令和 2 年 3 月 18 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 阪口 彰洋 様

大阪市総務局長 谷川 友彦
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

次の各法人に係る中期目標の制定について、大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例施行要綱附則第 7 項の規定に基づき、所管所属長である大阪市都市交通局長から同要綱第 12 条第 3 項の規定の例による依頼があったので、同項の規定の例により、諮問します。

記

大阪市高速電気軌道株式会社
大阪シティバス株式会社

別紙 1 のとおり
別紙 2 のとおり

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

大阪市高速電気軌道株式会社

2 所管所属名

都市交通局

3 中期目標の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 6 年間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

市営地下鉄事業を民営化し当該法人に事業を移管するに際して、本市が策定した「地下鉄事業株式会社化（民営化）プラン」の内容を着実に実現すること。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

民営化プランに基づき、市内交通ネットワークを持続的・安定的に維持し、「人にやさしい地下鉄」としての安全対策、バリアフリーに対する取組みを着実に実現している状態

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

指標：ホーム柵の設置の駅数

目標：最終年度までに全 133 駅（中期目標期間中に 77 駅の増）

指標：バリアフリールートの複線化（エレベーターの増設）の駅数

目標：最終年度までに 18 駅（中期目標期間中に 17 駅の増）

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

これまで構築してきた密な市内交通ネットワークの基盤を活かし、本業である鉄道事業を安定的に運営し、その価値を向上させる経営を推進することによって、鉄道利用者に寄り添い、最高の安全・安心を追求すること。

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）

(3) に同じ。

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

大阪シティバス株式会社

2 所管所属名

都市交通局

3 中期目標の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 6 年間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

市営バス事業を民営化し当該法人に事業を一括譲渡するに際して、本市が策定した「バス事業引継ぎ（民営化）プラン」の内容を着実に実現すること。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

民営化プランに記載のとおり、乗合バス事業の路線・サービスを持続的・安定的に提供している状態。

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

指標：民営化時に引き継いだ乗合バスのサービス水準維持

目標：民営化から 10 年間（令和 9（2027）年度まで）の引き継ぎ時の 86 系統による路線、運行回数、運賃の水準維持

（ただし中期目標年度は大阪市高速電気軌道㈱と合わせて令和 7（2025）年度とする）

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

市民への良好な生活環境や活発な都市活動を支える都市交通基盤の確立に寄与するため、採算性の確保が困難なバス路線も含めた市内交通ネットワークの維持・充実に向けて取り組むこと。

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）

（3）に同じ。